

# **福井県石油コンビナート等防災計画**

**福井県石油コンビナート等防災本部**

昭和59年 9月14日 作成

昭和60年 1月21日 修正

平成 2年 6月14日 修正

平成20年 8月21日 修正

## 目 次

第1章 総則	
第1節 目的	1
第2節 防災対策の基本方針	1
第3節 計画の基本	1
第4節 特別防災区域の概要	2
第5節 関係機関等の業務の大綱	7
第2章 災害基本想定	
第1節 災害想定の実施	1 1
第2節 災害の態様等	1 1
第3章 防災組織計画	
第1節 福井県石油コンビナート等防災本部	1 3
第2節 関係機関等の組織の整備および配備体制の確立	1 5
第3節 現地防災本部の設置および運営	1 6
第4節 特定事業所の組織の整備	1 6
第4章 災害予防計画	
第1節 関係機関等における予防対策	1 9
第2節 陸上災害予防計画	1 9
第3節 海上災害予防計画	2 0
第4節 地震・津波等自然災害の予防計画	2 0
第5節 航空機事故による災害予防計画	2 1
第6節 防災資機材等整備強化計画	2 1
第7節 防災に関する調査研究	2 1
第8節 防災教育および防災訓練の実施	2 2
第9節 応援協力体制	2 3
第5章 災害情報伝達計画	
第1節 異常現象の通報	2 5
第2節 通信手段の確保	2 7
第3節 災害情報の収集および伝達	2 7
第4節 気象予警報等の伝達	2 8
第5節 災害情報の広報	2 8
第6章 災害応急対策計画	
第1節 防衛活動の基本的事項に関する計画	2 9
第2節 陸上災害応急対策	2 9
第3節 海上災害応急対策	3 0
第4節 地震・津波等自然災害の応急対策	3 1
第5節 救急・医療計画	3 3
第6節 警戒区域設定および交通・航泊規制計画	3 4

目次

第7節 避難計画 .....	34
第8節 応援要請計画 .....	35
第9節 自衛隊の災害派遣に関する計画 .....	36
第10節 防災資機材等の調達および輸送計画 .....	37
第7章 災害復旧計画	
第1節 災害復旧の基本方針 .....	39
第2節 災害原因調査 .....	39
第3節 公共施設の災害復旧対策 .....	39
第4節 公共施設以外の災害復旧対策 .....	40

# 第 1 章 総 則

# 第1章 総 則

## 第1節 目 的

この計画は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号、以下「石災法」という。）第31条の規定に基づき、福井臨海地区石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）に係る災害の発生および拡大の防止等を図るため、関係機関（石災法第27条第3項に定める関係機関等のうちから特定事業者を除く機関をいう。以下同じ。）および特定事業者の行うべき業務を明確にするとともに、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、もって特別防災区域に係る災害から地域住民の生命、身体および財産を保護することを目的とする。

## 策2節 防災対策の基本方針

関係機関および特定事業者は、特別防災区域に係る災害の特殊性を考慮し、その果たすべき責務を十分認識するとともに、次の基本的事項に留意し、防災体制の整備、災害の予防および災害応急対策の実施に万全を期することを基本方針とする。

1. 関係機関および特定事業者は、地域住民の生命、身体および財産の安全確保対策を最優先とする。
2. 特定事業者は、特別防災区域に係る防災に関し、第一次的責務を有することを十分認識し、災害の防止および応急対策に万全の措置を講ずる。
3. 関係機関および特定事業者は、この計画が迅速かつ確実に実施できるようそれぞれ防災体制を整備し、相互間の連携を強化し、防災体制の一元化を図る。
4. 関係機関および特定事業者は、予防対策の充実を図るとともに、万一の災害発生時には、初期防災活動に万全を期する。
5. 関係機関および特定事業者は、防災資機材等の整備強化に努める。

## 第3節 計画の基本

### 第1 計画の構成

この計画の構成は、次の7章からなる。

- 第1章 総則
- 第2章 災害基本想定
- 第3章 防災組織計画
- 第4章 災害予防計画
- 第5章 災害情報伝達計画
- 第6章 災害応急対策計画
- 第7章 災害復旧計画

この計画に定めるもののほか、特別防災区域にかかる災害対策の実施に関し必要な事項はそれぞれの関係者において協議して定めるものとする。

また、この計画に定めのない災害対策については、福井県地域防災計画の例によるものとする。

### 第2 計画の実施

関係機関および特定事業者は、この計画の効果的な連用を図るため、それぞれの立場から具体的な実施計画を整備する。

### 第3 計画の修正

この計画は、石災法第31条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

なお、関係機関等の実施計画についても、毎年検討を加え、必要が生じたときは、これを修正するものとする。

## 第4節 特別防災区域の概要

### 第1 特別防災区域

石災法第2条第2号の規定に基づく特別防災区域を指定する政令で指定を受けた区域である。  
(別図のとおり)

(1) 名称

福井臨海地区石油コンビナート等特別防災区域

(2) 指定等年月日

- ① 昭和51年7月9日付政令第192号に基づき昭和51年7月14日指定
- ② 昭和52年2月4日付政令第13号に基づき同日追加指定
- ③ 昭和57年6月8日付政令第162号に基づき同日追加指定一部指定解除
- ④ 昭和59年4月10日付政令第71号に基づき同日追加指定
- ⑤ 平成18年11月10日付政令第353号に基づき市町名修正

(3) 指定区域

① 坂井市の次の区域

三国町新保34字1倉山(甲)、51字下外籬越(丙)、56字片岸ヶ岡(丙)、57字下籬越(甲)、59字上籬越(丙)、78字上籬越(丁)、79字4番小(甲)、89字4番小(乙)、54字片岸ヶ岡(甲)5番地の2から5番地の5まで、6番地、7番地、8番地の1から8番地の3まで、9番地の1、9番地の2、10番地の2から10番地の6まで、11番地の2、11番地の3、12番地の1から12番地の3まで、13番地の1、13番地の2、14番地の1から14番地の4まで、15番地の1、15番地の2、16番地の2から16番地の4まで、85字7番小(甲)5番地、6番地、86字6番小(甲)4番地、87字6番小(乙)4番地並びに88字5番小(乙)5番地、これらの区域と海岸線との間の区域

三国町米納津50字臨海1番から4番

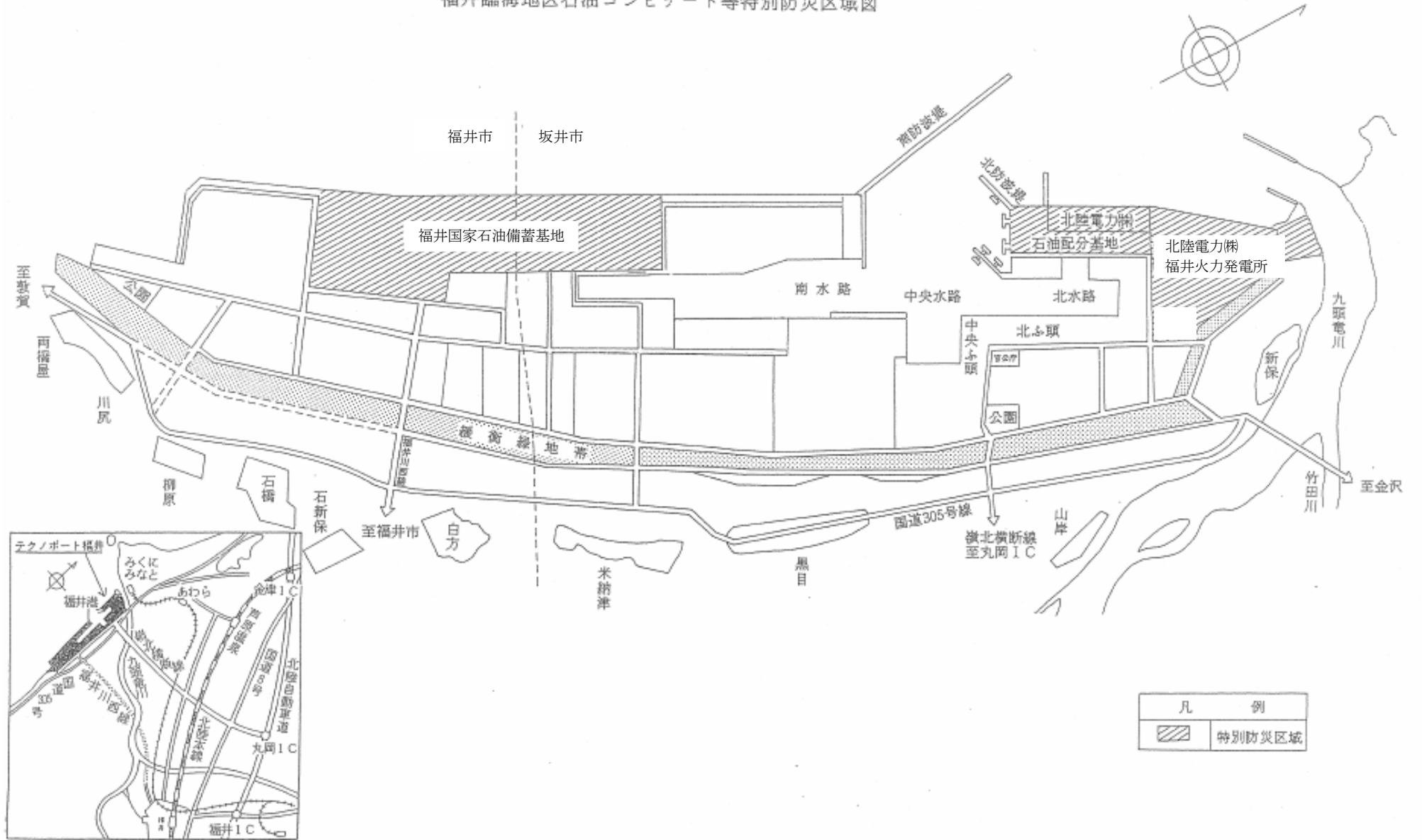
② 福井市の次の区域

白方町45字砂浜割3番3、46字臨海1番、4番  
石新保町27字北割27番2、38字臨海1番  
石橋町29字北浜69番2、44字臨海1番

(4) 面積

特別防災区域の面積は、約2,633,217㎡

福井臨海地区石油コンビナート等特別防災区域図



## 第2 概況

### (1) 位置

福井市の市街地から北西約15kmの地点で九頭竜川の河口左岸に位置し、坂井市、福井市にまたがるテクノポート福井のA地区の火力発電所、B地区の石油配分基地とE・F地区の石油備蓄基地一帯が指定区域となっている。

### (2) 気候

この区域の気候は、いわゆる日本海側気候区に属するが、積雪については、海岸地帯のため少ない。気候は、年平均気温14.2℃で、最低気温極値は1月の-4.3℃で、最高気温極値は8月の35.2℃であり、年間の降水量は、2,000mm前後で月別日最大降雨量は、10月の174mmである。夏は南南東、冬は西の風が吹く。(平成15年～平成19年の過去5年間の平均)

災害要因として、考慮しなければならない特徴的なものとして、春期において、日本海を低気圧が東進するときみられるフェーン現象により異常な高温低湿となるときがある。また、冬期においては、西高東低の冬型の気圧配置となり、西北西の季節風が卓越して吹き、波が高い状態の日が続く。

### (3) 人口および世帯数等(平成20年4月1日現在)

特別防災区域周辺の人口および世帯数等は、次のとおりである。

#### ① 特定事業所

従業員 182人(4事業所)

#### ② 隣接地区

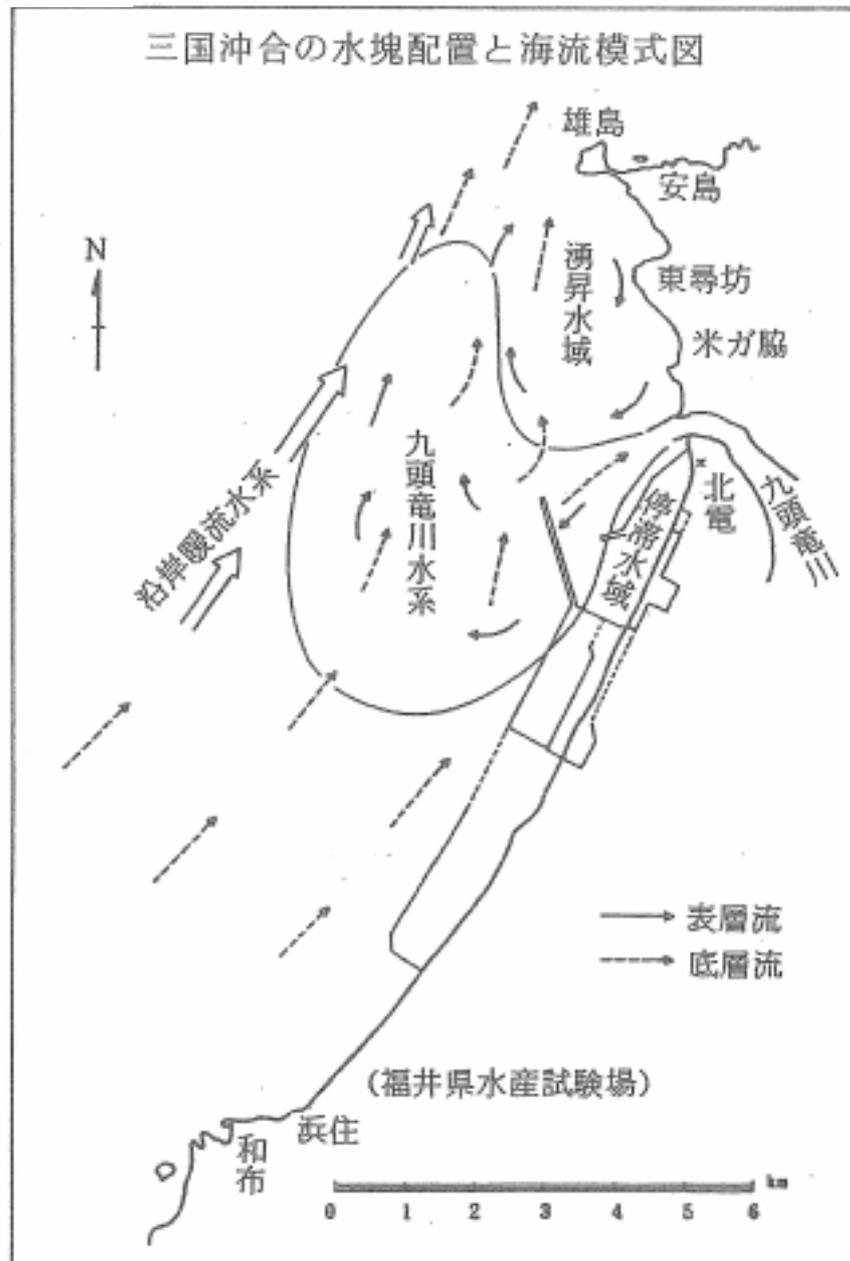
福井市	白方町	88世帯	347人
	石橋町	68世帯	241人
	石新保町	17世帯	70人
	川尻町	50世帯	182人
	両橋屋町	35世帯	125人
	小計	258世帯	965人
坂井市	新保	356世帯	1,083人
	山岸	57世帯	210人
	黒目	55世帯	195人
	ニュータウン黒目	25世帯	92人
	ポートタウン	9世帯	20人
	パープルタウン黒目	108世帯	387人
	米納津	197世帯	785人
	小計	807世帯	2,772人
合計	1,065世帯	3,737人	

### (4) 潮流

福井港周辺海域の潮流は、日本海を北上する対馬海流の影響のもとにあり、大局的には、この対馬海流の変動によって支配されていると言える。第八管区海上保安本部でまとめたG E K観測に基づく4季別の日本海平均海流図からみると、越前岬沖から三国沖にかけて、1～3月は不安定で流れも弱く、4～6月は0.3～0.4ノットの割合安定な北向きの沿岸平行流がある。7～9月、10～12月も同様に0.3～0.5ノット程度の割合安定な北向きの沿岸流がある。

九頭竜川河口海域の海流は、概して海岸線から離れるに従って流速を増す傾向があり、海岸線から4km沖合では流速が21cm/秒に達している。これに対して、海岸線から1km以内では5～10cm/秒となっている。また、流向は、おおむね北東流が卓越する。{G E K(自動海流磁気測定装置)}(福井港港湾計画資料)

(福井港港湾計画資料)



(5) 特定事業所の状況

種 別	特定事業所名	従業員 数 (人)	敷地面積 (㎡)	貯蔵および取扱数量 (kl)						備考	
				屋外タンク 貯蔵所	一 般 取扱所	屋 外 貯蔵所	屋 内 貯蔵所	移 送 取扱所	その他		合 計
第1種	北陸電力㈱福井火力発電所	49	616,268	151,993	2,025	12	12.5	84,000	0	238,043	劇物(液化アンモニア) 10t
第1種	東西オイルターミナル㈱福井油槽所	5	32,118	35,880	3,272	—	—	—	8	39,160	
第1種	ジャパンオイルネットワーク㈱福井油槽所	7	51,213	37,600	4,522	—	—	28,000	—	70,122	
第1種	独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 福井国家石油備蓄基地 (福井石油備蓄㈱)	121	1,509,163	3,418,584	7,532	10	21	216,000	100	3,642,247	
	合 計	182	2,208,762	3,644,057	17,351	22	34	328,000	108	3,989,572	

(参考)

1. 屋外タンク貯蔵所  
屋外にあるタンクにおいて危険物を貯蔵し、または取り扱う貯蔵所
2. 一般取扱所  
ローリー詰場、ドラム等容器詰場等および移送取扱所に該当しない揚油配管設備において危険物を取り扱う取扱所
3. 屋外貯蔵所  
屋外の場所において第二類の危険物のうち硫黄、硫黄のみを含有するもの若しくは引火性固体(引火点が零度以上のものに限る。)又は第四類の危険物のうち第一石油類(引火点が零度以上のものに限る。)、アルコール類、第二石油類、第三石油類、第四石油類若しくは動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所
4. 屋内貯蔵所  
屋内の場所において危険物を貯蔵し、または取り扱う貯蔵所
5. 移送取扱所  
配管、ポンプおよびこれらに附属する設備(危険物を運搬する船舶からの陸上への危険物の移送については、配管およびこれに附属する設備)によって危険物の移送の取り扱いを行う取扱所

## 第5節 関係機関等の業務の大綱

特別防災区域に係る災害の予防、災害の応急対策および災害の復旧対策に関し、関係機関等（関係機関および特定事業者をいう。以下同じ。）の処理すべき事務または業務の大綱について定める。

## 第1 特定地方行政機関

1. 中部管区警察局	(1) 災害発生時における警察官の応援派遣および災害装備資機材の支援等の調整 (2) 災害時における警察通信施設の防護および通信統制 (3) 災害情報の収集および伝達
2. 福井労働局 (福井労働基準監督署)	(1) 労働災害防止の監督指導および安全衛生教育の徹底 (2) 災害情報の収集および災害原因の調査
3. 中部近畿産業 保安監督部	(1) 電気施設等の保安に関する指導および監督 (2) 災害情報の収集および伝達 (3) 災害に関する調査および事後指導
4. 中部近畿産業 保安監督部 (近畿支部)	(1) 高圧ガス施設等の保安に関する指導および監督 (2) 災害情報の収集および伝達 (3) 災害に関する調査および事後指導
5. 北陸地方整備局 (敦賀港湾事務所)	(1) 直轄海岸保全施設の整備、災害復旧および国有港湾施設の保全
6. 近畿地方整備局 (福井河川国道事務所)	(1) 直轄公共土木施設の整備および防災管理
7. 第八管区海上 保安本部 (敦賀海上保安部)	(1) 災害情報の収集、伝達および被害調査 (2) 災害原因の調査 (3) 災害に関する広報 (4) 海上における災害の防御および被災者、被災船舶の救助 (5) 流出油に対し措置義務者に措置を命ずる等必要な措置 (6) 海上交通安全の確保および海上交通規制 (7) 海上における治安の維持 (8) 人員および救援物資の緊急輸送 (9) 海上災害に関する教育、訓練の推進 (10) 防災に関する調査研究 (11) 避難の援助および勧告 (12) 防災資機材等の整備 (13) 危険物積載船舶等の保安措置に関する指導 (14) 航行警報等の伝達 (15) その他海上災害に関する措置

## 第2 自衛隊

自衛隊 (陸上自衛隊第14普通科連隊、同372施設中隊) (海上自衛隊舞鶴地方総監) (航空自衛隊第6航空団) (自衛隊福井地方協力本部)	(1) 災害情報の収集および伝達 (2) 避難、炊出し、給水の支援 (3) 被災者の救出および救急の支援 (4) 消火活動の支援 (5) 通信の支援 (6) 危険物等の除去 (7) 人員、救助物資等の緊急輸送の支援 (8) 緊急を要する応急復旧の支援
-----------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第3 県警察本部

県警察本部 (坂井西警察署)	(1) 災害時における警戒、警備 (2) 緊急避難等の措置および被災者の救出、救助 (3) 交通規制および交通秩序の確保 (4) 災害情報の収集、伝達および被害調査
-------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------

第4 県

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
福 井 県	(1) 石油コンビナート等防災本部の事務 (2) 災害情報の収集、伝達および被害調査 (3) 災害に関する広報 (4) 関係機関等の総合調整 (5) 高圧ガスの施設の保安確保に必要な指導、助言および立入検査 (6) 自衛隊の災害派遣要請 (7) 消防施設および防災資機材等の整備に対する援助 (8) 港湾施設等の整備、保全および応急対策 (9) 防災資機材等の整備 (10) 防災教育、防災訓練の実施および指導 (11) 災害復旧の実施 (12) その他災害防止のために必要な措置

第5 市

福 井 市 坂 井 市	(1) 災害情報の収集、伝達および被害調査 (2) 災害に関する広報 (3) 避難の指示、勧告および誘導 (4) 被災者の救護 (5) 警戒区域の設定その他社会秩序の維持 (6) 災害復旧の実施 (7) その他災害防止のために必要な措置
----------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第6 消防機関

福 井 市 消 防 局 (臨海消防署) 嶺北消防組合消防本部 (嶺北三国消防署)	(1) 災害情報の収集、伝達および被害調査 (2) 災害原因の調査 (3) 特定事業所が設置する自衛防災組織および共同防災組織の育成指導 (4) 危険物施設等の保安確保に必要な指導、助言および立入検査 (5) 消防力の充実強化および防災資機材等の整備 (6) 防災教育、防災訓練の実施および指導 (7) 警戒区域(火災、消防)設定および被災者の救出、救助 (8) 陸上における防衛活動の実施 (9) その他災害防止のために必要な措置
---------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第7 関係機関

1. 西日本電信電話株 (福井支店)	(1) 電気通信施設の災害応急措置および公衆通信の確保 (2) 防災活動の実施に必要な通信の優先利用措置
2. 日本赤十字社 (福井県支部)	(1) 災害時の医療救護体制の整備および応急出動

## 第8 特定事業所

福井国家石油備蓄基地 北陸電力(株)福井火力発電所 東西オイルターミナル (株)福井油槽所 ジャパンオイルネットワーク (株)福井油槽所	(1) 自衛防災組織等の整備ならびに相互応援体制および通信連絡体制の確立 (2) 危険物施設等の自主点検の励行および保安管理の徹底 (3) 防災教育の徹底および防災訓練の実施 (4) 安全操業の確保および労働安全の徹底 (5) 防災施設、設備および防災資機材等の整備強化 (6) 防衛活動の実施 (7) 危険物および高圧ガスの安全輸送 (8) 石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置 (9) 災害復旧の実施 (10) その他災害防止のために必要な措置
-------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 第2章 災害基本想定

## 第2章 災害基本想定

この計画は、防災上必要な措置を有効かつ適切に実施するため災害の基本想定を行うことを目的とする。

### 第1節 災害想定の実施

特別防災区域においては、危険物、ガス類等が多量に貯蔵され取り扱われていることから、不測の事故によって災害が予想される。

一般的には、次節の災害が予想されるので関係機関等はこれらに係る有効かつ適切な予防対策・応急対策・災害復旧等の措置を講ずるため災害想定を行うものとする。

### 第2節 災害の態様等

#### 第1 火災想定

- (1) タンク火災
  - ① 浮屋根タンクのリング火災・全面火災
  - ② 固定屋根付浮屋根タンク火災
- (2) タンク上面全面火災
  - ① コーンルーフ型タンク火災
- (3) 防油堤内全面火災
- (4) タンク上面防油堤内同時全面火災
- (5) 塔槽類、送油管の関連設備火災
- (6) 危険物移送取扱所等の火災
  - ① 係留施設・危険物移送取扱所の火災
  - ② 危険物を積載した車両の火災
- (7) 危険物積載船舶等の火災
  - ① タンカーの火災
    - ア 石油等の流出による海面火災
    - イ 接岸・係留時における火災
  - ② 危険物積載船舶の火災
    - ア 石油等の流出による海面火災
    - イ 接岸・係留時における火災

#### 第2 爆発想定

- (1) 圧力上昇による設備の破裂
- (2) ガス漏えいによる爆発

#### 第3 石油等流出想定

- (1) 陸上施設からの石油等の流出
  - ① 防油堤内流出
  - ② 防油堤外流出
- (2) 危険物積載船舶等および係留施設の事故による石油等の海面流出
  - ① タンカー・危険物積載船舶の他船との衝突または座礁による石油等の流出
  - ② 接岸・係留時における石油等の流出
  - ③ 係留施設からの石油等の流出

#### 第4 有毒ガスの漏えい想定

- (1) 中毒等の被害

### 第5 地震・津波等の自然災害の想定

地震や津波等の自然災害は、発生そのものを防止することが困難なことから、二次災害の防止対策として、自然災害が発生した場合に伴う、亀裂、傾斜、倒壊、土砂流出、破損、変形、損壊、冠水、流出、水没等の災害要因により前掲第1～3の複合した二次災害を想定するものとする。

## 第3章 防災組織計画

## 第3章 防災組織計画

### 第1節 福井県石油コンビナート等防災本部

福井県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）は、特別防災区域に係る防災全般を掌る総合的防災組織として、石油コンビナート等防災計画の作成およびその実施の推進ならびに応急対策等の実施に関する連絡調整等を任務とする。

#### 第1 所掌事務

防災本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 石油コンビナート等防災計画の作成およびその実施の推進
- (2) 防災に関する調査研究の推進
- (3) 防災に関する情報の収集、伝達
- (4) 災害が発生した場合における関係機関等との連絡調整
- (5) 現地防災本部に対する必要な指示
- (6) 災害が発生した場合における国の行政機関および他の都道府県との連絡
- (7) その他特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施の推進

#### 第2 組織

- (1) 防災本部は、本部長（知事）および本部員をもって組織する。
- (2) 本部長は、防災本部の事務を総括する。
- (3) 本部長に事故等があるときは、副本部長（副知事）、安全環境部長の順にその職務を代理する。
- (4) 防災本部に条例に基づく幹事を置く。幹事は、本部員の属する機関または特定事業所の職員のうちから、知事が任命する。
- (5) 広域災害発生時等において、特別防災区域外の防災活動等と連携の必要があると本部長が認めたときは、福井県地域防災計画に基づき設置する県災害対策本部等と一体となった防災本部組織の運用を図るものとする。

#### 福井県石油コンビナート等防災本部組織

本部長 福井県知事			
決定区分	所属機関	本部員	幹事
第1号	中部管区警察局 福井労働局 中部近畿産業保安監督部 中部近畿産業保安監督部近畿支部 北陸地方整備局敦賀港湾事務所 近畿地方整備局 敦賀海上保安部	局長 局長 部長 支部長 所長 局長 部長	広域調整部災害対策官 安全衛生課長 管理課長 保安課長 副所長 福井河川国道事務所長 福井海上保安署長
第2号	陸上自衛隊第14普通科連隊	連隊長	第3科長
第3号	福井県警察本部	本部長	警備課長
第4号	福井県	副知事 総務部長  総合政策部長 安全環境部長  健康福祉部長 農林水産部長 土木部長	市町村課長 男女参画・県民活動課長  危機対策・防災課長 環境政策課長 地域福祉課長 水産課長 砂防海岸課長 港湾空港課長
第5号	福井市 坂井市	市長 市長	危機管理室長 総務課長

第7号	福井市消防局 嶺北消防組合消防本部	消防局長 消防長	臨海消防署長 嶺北三国消防署長
第8号	福井国家石油備蓄基地事務所 福井石油備蓄株式会社 北陸電力株式会社福井火力発電所 三国共同防災協議会	所長 福井事業所長 所長 会長	副所長 安全環境課長 業務課長 副会長
第9号	福井県漁業協同組合連合会 福井県企業局 日本赤十字社福井県支部 西日本電信電話株式会社福井支店 福井港	代表理事会長 局長 事務局長 福井支店長 港湾管理者	参事 経営管理課長 事業推進課長 設備部長
	計	29	29

○幹事の条例定数 30人

○条例規定本部員数 第4号 10人 第9号 7人

### 第3 事務局

- (1) 防災本部に、安全環境部長を長とし、安全環境部企画幹および安全環境部危機対策幹を次長とする事務局を置き、危機対策・防災課長を長とする防災班（危機対策・防災課員）および防災班長が事務局長と協議して指定した班員をもって構成する。
- (2) 災害発生時に災害応急対策を円滑に実施するため、次の職員を指定する。
  - ① 各部連絡責任者  
各部局企画参事および県警察本部警備課課長補佐を充て、部内各班相互の緊密な連絡、調整を図るものとする。
  - ② 各部連絡員  
各部局毎に2名を指定するとともに、うち1名については事務局において所属部との連絡に当たるものとする。
  - ③ 指定班員  
関係課室長を長とする各班においてあらかじめ指定した職員で、災害の状況に応じて防災班長の指示に従い防災本部事務局において災害応急対策に当たるものとする。  
指定班員の編成および業務は、防災班長が事務局長と協議して定める。

## 第2節 関係機関等の組織の整備および配備体制の確立

特別防災区域に係る災害が発生し、または発生するおそれがある場合、直ちにこの計画に基づき災害予防および応急対策活動が強力かつ円滑に推進できるよう、あらかじめ関係機関等は防災組織を整備し、配備体制を確立する。

### 第1 組織の整備

関係機関等は防災組織の整備を図り、災害予防および応急対策等の活動基準を定め、あらかじめ関係職員に周知徹底する。

なお、防災組織の整備にあたっては、組織の編成、所掌事務、責任体制、指揮命令系統等を明確にし、職員を適正に配置する。

### 第2 配備体制の確立

関係機関等は、おおむね次の基準により配備体制の確立を図る。

区 分	配備内容	配備時期
準 備 体 制	情報連絡活動を円滑に行える体制	災害発生のおそれがあるとき。 または異常現象の発生のおそれがあるとき。
警 戒 体 制	応急対策を迅速かつ的確に行える体制	
非常 配備 体制	小規模の災害に対処する体制  主として、特定事業所の自衛防災組織および所轄消防機関または海上保安部によって応急対策ができる災害に対処する体制	災害が発生したとき。 または異常現象が発生したとき。
	第2次配備体制  中規模の災害に対処する体制  主として、特別防災区域内にある特定事業所の自衛防災組織および当該消防機関、または管区内海上保安本部によって応急対策ができる災害に対処する体制	
	第3次配備体制  大規模の災害に対処する体制  関係機関等が総力をあげて応急対策ができる災害に対処する体制	

### 第3節 現地防災本部の設置および運営

特別防災区域に係る災害が発生し、または発生するおそれがある場合、現地において効果的な防災活動を実施する現地防災本部（以下「現地本部」という。）の設置基準、所掌事務および組織等について定める。

#### 第1 設置

本部長は、特別防災区域に係る災害の規模・態様等の状況から緊急かつ統一的な防災活動を実施するため特に必要があると認めるときは、現地本部を設置する。

#### 第2 設置場所

現地本部は原則として、福井港湾事務所内に設置する。ただし、現地本部長の判断により災害の状況等を考慮し、適当と認める場所に設置することができるものとする。

#### 第3 所掌事務

- (1) 災害情報の収集および関係機関等への伝達
- (2) 関係機関等が実施する災害応急対策に係る連絡調整
- (3) 防災資機材等の調達の調整
- (4) 防災本部の指示する事項
- (5) その他災害対策に必要な事項

#### 第4 組織

区 分	本 部 員
現 地 本 部 長	福井県副知事
現 地 副 本 部 長	福井市長、坂井市長、敦賀海上保安部長
現 地 本 部 員	福井県警察本部長、福井県安全環境部長、福井市消防局長、嶺北消防組合消防本部消防長、北陸電力株式会社福井火力発電所長、福井石油備蓄基地事務所長、福井石油備蓄基地株式会社福井事業所長、三国共同防災協議会会長、その他本部員のうちから本部長が必要と認めてその都度指名する者

#### 第5 現地本部会議

- (1) 現地本部長は、必要に応じて現地本部会議を招集する。
- (2) 現地本部会議は、現地本部長、現地副本部長および現地本部員をもって構成する。

#### 第6 廃止

本部長は、災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、現地本部長の意見を聴いて廃止する。

#### 第7 設置および廃止の連絡

本部長は、現地本部の設置および廃止を決定したときは、各本部員に対し、その旨を速やかに連絡するものとする。

### 第4節 特定事業所の組織の整備

特別防災区域に係る災害の発生または拡大を防止するため特定事業者は、自衛防災組織、共同防災組織、広域共同防災組織および石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置等防災体制の整備確立を図る。

#### 第1 自衛防災組織の確立

特定事業者は、石災法の定めるところにより、次のとおり自衛防災組織を確立するものとする。

- (1) 特定事業所ごとに自衛防災組織を設置する。
- (2) 自衛防災組織に必要な防災資機材等を備え付け、防災要員を置く。
- (3) 自衛防災組織を統括する防災管理者等を選任する。

- (4) 自衛防災組織が行うべき業務に関する事項について防災規程を定める。
- (5) 前各号により防災要員を置き、防災資機材等を備え付け、および防災規程を定めたときは市長（消防機関）に届け出るものとする。また、これらの事項を変更したときも同様とする。

## 第2 共同防災組織の設置

特定事業者は、石災法の定めるところにより、共同防災組織を設置することができる。

- (1) 特定事業者の全部または一部は、共同して、その特定事業所の自衛防災組織の業務の一部を行わせるための共同防災組織を設置することができる。
- (2) 前号の特定事業者は、その協議により、共同防災組織が行うべき業務に関する事項ならびに防災要員および防災資機材等に関する事項について共同防災規程を定める。
- (3) 第1号の特定事業者を代表する者は、その防災要員の数、防災資機材等の種類別の数量、共同防災規程、その他の事項について市長（消防機関）に届け出るものとする。また、これらの事項に変更があったときも同様とする。

## 第3 広域共同防災組織の設置

特定事業者は、石災法の定めるところにより、広域共同防災組織を設置することができる。

- (1) 特定事業者の全部または一部は、共同して、その特定事業者の自衛防災組織の業務のうち大容量泡放水砲および大容量泡放水砲用防災資機材等を用いて行う防災活動を行わせるための広域的な共同防災組織（以下「広域共同防災組織」という。）を設置することができる。
- (2) 前号の特定事業者は、その協議により、広域共同防災組織が行うべき業務に関する事項ならびに防災要員および防災資機材等に関する事項について広域共同防災規程を定める。
- (3) 第1号の特定事業者を代表する者は、その防災要員の数、防災資機材等の種類別の数量、広域共同防災規程、その他の事項について知事（当該広域共同防災組織に係る特定事業者が所在する区域が2以上の都道府県の区域にわたる場合にあっては、総務大臣。）に届け出るものとする。また、これらの事項に変更があったときも同様とする。

## 第4 自衛防災組織等の活動の基準

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において防災活動の一体性が保持されるよう自衛防災組織、共同防災組織および広域共同防災組織（以下「自衛防災組織等」という。）の防災活動の基準について定める。

- (1) 班の編成および活動の分担
 

自衛防災組織等は、次の基準により班を編成し、防御活動を分担する。

  - ① 通信情報班
    - ア 異常現象が発生した場合の消防機関等への通報
    - イ 事業所内および他の特定事業所への通報
    - ウ 災害情報の収集および関係機関等への伝達
    - エ 災害に関する広報
  - ② 作業班
    - ア 各施設の運転停止等の措置
    - イ 応急対策工事
  - ③ 避難誘導班
    - ア 従業員の避難誘導
    - イ 消防機関等の現場への誘導および災害状況の報告
    - ウ 事業所内の警備
  - ④ 救護班
    - ア 負傷者等への救護
    - イ 災害応急対策従業者への給食
  - ⑤ 補給班
    - ア 消火薬剤等防災資機材等の調達および補給
    - イ 輸送車両および船の確保ならびに運転
  - ⑥ 防御班
    - ア 消火、延焼防止活動
    - イ 流出油等の防御活動

ウ その他災害拡大防止の措置

⑦ 指揮連絡班

ア 各班への指令の伝達

イ その他各班の連絡調整

(2) 出動および撤収の基準

自衛防災組織等の出動および撤収の基準は、次のとおりとする。

① 出動の準備

ア 強風、波浪、高潮、津波等の気象予警報等が発表され、災害発生のおそれがある場合

イ 他の特定事業所において、異常事態が発生した場合

② 出動

ア 事業所内において、異常現象が発生した場合

イ 他の特定事業所から応援要請があった場合

③ 撤収

災害応急対策が完了した場合

(3) 指揮系統

自衛防災組織等の各班に班長を置き、防災管理者および副防災管理者は各班長を指揮するものとする。

なお、所轄消防機関または海上保安部の現場への到着後は、自衛防災組織等はその指揮者の下に防災活動を続行する。

(4) 防災活動

異常現象が発生した場合における自衛防災組織等の防災活動の基本は、次のとおりとする。

① 異常現象発生について、迅速かつ確実に消防機関等に通報する。

② 従業員に対し、異常現象の発生および従業員のとるべき措置について周知する。

③ 的確な判断のもとに、操業の停止等の措置をとる。

④ 全組織をあげて初期防御活動を実施する。

⑤ 他の自衛防災組織等に対し、協力を要請する。

⑥ 関係機関等の受入れ態勢を整備する。

⑦ 関係機関等の災害現場への到着後は、その協力を得て総力をあげて防御措置をとる。

(5) 防災要員の安全確保

防災管理者、副防災管理者および各班長は、災害応急対策に従事する防災要員の安全措置を十分配慮するとともに、特に消火等の防御活動を実施する防災要員については、火災等の危険が急迫した場合の早期退避を配慮するものとする。

(6) 交替要員の確保

災害応急対策が長時間にわたる場合に備え、防災要員の交替要員を確保しておくものとする。

## 第5 石油コンビナート等特別防災区域協議会

特定事業者は、石災法の定めるところにより、共同して次の事項を行う石油コンビナート等特別防災区域協議会を設置するよう努めるものとする。

(1) 防災に関する自主基準の作成

共同して災害の発生または拡大の防止に関する自主的な基準を作成し、共通な事項について共同して研究協議を行う。

(2) 防災に関する技術の共同研究

災害の発生または拡大の防止に関する技術を共同して研究し、その成果を発表する。

(3) 防災教育の共同実施

職員の防災教育を共同して実施する。

(4) 共同防災訓練の実施

年1回、共同して防災訓練を実施する。

## 第4章 災害予防計画

## 第4章 災害予防計画

この計画は、特別防災区域に係る災害の発生を未然に防止することを目的とする。

### 第1節 関係機関等における予防対策

関係機関等における災害予防の基本的事項について定める。

#### 第1 関係機関の予防対策

関係機関は、関係法令に基づき特定事業所に対する点検、検査等監督指導を強化し、災害発生原因の排除と災害予防の徹底に努めるものとする。

#### 第2 特定事業所の予防対策

特定事業者は、関係法令の定めるところにより従業者に対し防災教育訓練を徹底し、安全思想の高揚を図るとともに危険物施設等について、あらかじめ定める計画に従い検査および点検を徹底し災害の未然防止に努めるものとする。

### 第2節 陸上災害予防計画

特別防災区域の陸域における火事・爆発または石油流出等の予防について定める。

#### 第1 関係機関

関係機関は、点検、検査等監督指導を強化し災害予防の徹底を図るものとする。

- (1) 中部近畿産業保安監督部  
電気施設等の検査および監督指導
- (2) 中部近畿産業保安監督部近畿支部  
高圧ガスの製造、貯蔵、その他取扱いに対する規制、保安教育の徹底および監督指導
- (3) 福井労働局（福井労働基準監督署）
  - ① 労働災害防止に関する監督指導の強化
  - ② 安全衛生教育訓練の徹底
- (4) 県（危機対策・防災課）
  - ① 高圧ガス施設に対する立入検査の実施
  - ② 自主保安基準の作成およびその実施の指導
  - ③ 消防機関が行う予防査察等についての助言および指導
- (5) 消防機関（福井市消防局、嶺北消防組合消防本部）
  - ① 予防規程、防災規程等の自主保安基準の履行の指導
  - ② 危険物施設等に対する立入検査等の実施
  - ③ 危険物運搬車両の保安に関する指導
  - ④ 自衛防災組織等に対する防災教育訓練の指導
  - ⑤ 特定事業所間における相互応援体制強化の指導

#### 第2 特定事業所

特定事業者は、次の事項に留意し、災害の予防に万全を期するものとする。

- (1) 危険物施設等の安全確保
- (2) 防災施設等の整備
- (3) 自主保安基準の整備とその徹底
- (4) 自衛防災組織等の充実強化
- (5) 防災資機材等の適正配置
- (6) 自主点検の励行
- (7) 作業監督制度の強化、下請業者に対する防災知識の徹底
- (8) 従業員等に対する防災教育訓練の徹底

- (9) 労働安全衛生の管理の充実強化
- (10) 異常現象時における原因究明とその再発防止
- (11) 火災の発生原因となる電気設備、または加熱装置等の保安管理の徹底
- (12) 火気使用の厳重な管理
- (13) 静電気蓄積を除去する設備の整備
- (14) 特定事業所間における相互応援体制の整備強化

### 第3節 海上災害予防計画

特別防災区域の地先の海上における災害の予防について定める。

#### 第1 関係機関

- (1) 北陸地方整備局敦賀港湾事務所
  - ① 直轄海岸保全施設の整備
- (2) 敦賀海上保安部（福井海上保安署）
  - ① 危険物積載船舶等に対する安全航行および災害防止に関する指導
  - ② 危険物積載船舶等の荷役に関する保安体制の指導
  - ③ 海上災害に必要な防災資機材等の整備、指導
  - ④ 海洋施設の安全確保の指導
  - ⑤ 海上災害に必要な防災資機材等の保有状況調査
- (3) 消防機関（福井市消防局、嶺北消防組合消防本部）
  - ① 係留中の危険物積載船舶等に対する立入検査
  - ② 移送取扱所の安全確保の指導
- (4) 港湾管理者（県福井港湾事務所）
  - ① 港湾施設および海岸保全施設の整備
  - ② 海上災害に必要な防災資機材等の整備

#### 第2 特定事業所

- (1) 海域施設の維持管理の徹底
- (2) オイルフェンス、油処理剂等防災資機材等の整備および維持管理の徹底
- (3) 危険物積載船舶等の荷役時にはオイルフェンスの展張、警戒船等による監視体制の措置、移送船内移送設備の点検等の安全確認の徹底
- (4) 荷役作業中の警戒船、総合管理施設等相互間の連絡体制の整備

#### 第3 その他の措置

関係機関等は、海上災害予防計画に関して、本節に定めるもののほか、本章第2節「陸上災害予防計画」に準じて予防対策を行うものとする。

### 第4節 地震・津波等自然災害の予防計画

特別防災区域に係る地震・津波その他の異常な自然現象による二次災害の予防に関して定める。

#### 第1 北陸地方整備局敦賀港湾事務所・県（福井港湾事務所）

耐震性・耐圧性・耐腐食性等を十分考慮した港湾施設等の整備

#### 第2 特定事業所

- (1) 耐震性・耐圧性・耐腐蝕性等を十分考慮した施設の整備とその機能の保全維持
- (2) 緊急遮断装置・緊急移送処理設備・異常現象早期覚知設備等の安全設備の整備強化
- (3) 気象・海象等に関する情報の収集

## 第5節 航空機事故による災害予防計画

特別防災区域における航空機事故による災害発生を防止するための規制および措置について定める。

### 第1 大阪航空局小松空港事務所

- (1) すべての航空機に対する特別防災区域の上空における飛行の規制措置
- (2) 各航空会社に対する飛行規制措置の周知徹底
- (3) 飛行規制措置違反の場合における指導

### 第2 県・市（福井市・坂井市）

飛行措置に関する広報およびその違反に関する情報の収集

## 第6節 防災資機材等整備強化計画

災害の発生に際し、迅速かつ的確な防災活動を実施するため必要な防災資機材等の整備強化について定める。

### 第1 特定事業所

特定事業者は、法令等に基づき、流出油等防止堤・消火用屋外給水施設・非常通報設備の特定防災施設等を設置し、大型化学消防車・大型高所放水車・泡原液搬送車・大型化学高所放水車・普通化学消防車・消火薬剤・オイルフェンス・オイルフェンス展張船・油回収船・その他の防災資機材等を備え付けるとともに、適切な維持管理を行うものとする。

### 第2 消防機関（福井市消防局、嶺北消防組合消防本部）

消防機関は、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）に定めるところにより、また、地域の実情に応じ防災資機材等の整備を図るものとする。

### 第3 その他の関係機関

その他の関係機関は、その業務分担に応じそれぞれ必要な防災資機材等の整備強化を図るものとする。

## 第7節 防災に関する調査研究

特別防災区域に係る災害の防止を図るための必要な調査研究について定める。

### 第1 調査実施機関

- (1) 関係機関等は、単独または共同して防災に関する調査研究を行うものとする。
- (2) 防災本部は、防災に関する調査研究を推進し、必要と認める場合には専門員をして専門の事項を調査させる。

### 第2 調査研究事項

- (1) 特別防災区域に係る実態調査
- (2) 防災施設、設備の技術上の安全に関する調査研究
- (3) 火事、爆発および石油流出等災害の防御に関する調査研究
- (4) 防災関係資料の収集および調査
- (5) 災害の想定に関する調査研究
- (6) その他必要と認める事項の調査研究

### 第3 調査研究結果の提供

- (1) 関係機関は、単独で防災に関する調査研究を実施した場合は、必要に応じ他の関係機関等に結果を提供するものとする。

- (2) 特定事業者は、単独でまたは共同して防災に関する調査研究を実施した場合、その結果について関係機関等から要請があれば提供するものとする。

## 第8節 防災教育および防災訓練の実施

防災に関する必要な知識の普及を図り、また特別防災区域に係る災害が発生した場合において迅速かつ的確な応急措置を実施するための防災教育および防災訓練について定める。

### 第1 防災教育の実施

#### (1) 関係機関

関係機関は関係法令の定めるところにより、必要に応じて講習会、研修会等を開催し、特定事業所の従業員等に対する防災教育を次のとおり実施する。

- ① 中部近畿産業保安監督部近畿支部  
高圧ガス関係の保安教育
- ② 敦賀海上保安部（福井海上保安署）
  - ア 自衛防災組織等の海上活動に関する教育
  - イ 防災要員に対する海上災害の予防教育
- ③ 福井労働局（福井労働基準監督署）
  - ア 安全衛生管理者等の教育
  - イ 作業主任者および作業指揮者の教育
- ④ 県（危機対策・防災課）  
危険物、高圧ガス関係の安全教育
- ⑤ 消防機関（福井市消防局・嶺北消防組合消防本部）
  - ア 自衛防災組織等の活動に関する指導
  - イ 防災要員に対する災害予防教育
  - ウ 危険物の安全管理に関する教育

#### (2) 特定事業所

特定事業者は単独または共同して計画的に従業員等に対し次の事項について防災教育を実施する。

- ① 従業員等に対する保安教育
- ② 適正操作のための技術教育
- ③ 関係機関等が行う防災教育訓練への参加

### 第2 防災訓練の実施

関係機関等は、防災上必要な知識・技能の修得および一体的防災活動の体制を確立するため防災訓練を単独または共同して実施するものとする。

#### (1) 訓練種目

- ① 緊急通信、情報連絡訓練
- ② 避難、救出、救護訓練
- ③ 火災、爆発等防御訓練
- ④ タンカー等船舶火災防御訓練
- ⑤ 石油流出等処理訓練
- ⑥ ガス事故対策訓練
- ⑦ 広報訓練
- ⑧ 警備交通規制訓練
- ⑨ タンクローリー等火災防御訓練
- ⑩ その他応急対策に必要な訓練

#### (2) 訓練方法

- ① 単独訓練  
関係機関等は、個別にその業務に関連した訓練種目を選定して実施する。
- ② 共同訓練  
関係機関等は、あらかじめ災害を想定し共同して訓練を実施する。
- ③ 総合訓練

関係機関等が参加し、防災活動が円滑となるような総合的な訓練を実施する。

## 第9節 応援協力体制

関係機関等における相互応援協力体制について定める。

### 第1 特定事業所間の相互応援体制

特定事業者は、災害予防および災害時における自衛防災組織等の応援活動に関し、次の事項について他の特定事業者とあらかじめ協議し、相互応援体制の確立を図るものとする。

- (1) 応援出動態勢の整備
- (2) 応援要請の手續
- (3) 応援隊の出動
- (4) 応援隊の指揮
- (5) 応援活動
- (6) 応援隊の撤収
- (7) 費用の負担方法
- (8) その他必要な事項

### 第2 消防機関と特定事業所間の協力体制

消防機関と特定事業者は、災害時における防御活動方法等についてあらかじめ協議して協力体制の確立に努めるものとする。

### 第3 消防機関間における相互応援体制

福井市消防局と嶺北消防組合消防本部は、相互に応援体制を強化するものとする。

### 第4 福井海上保安署と消防機関間における相互応援体制

福井海上保安署と消防機関は、海域における船舶等の火災等について相互に協力し、円滑に防御活動を実施するため昭和43年3月29日海上保安庁と消防庁との間に締結された「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定に関する覚書」により、相互応援体制の強化を図るものとする。

### 第5 福井海上保安署と特定事業所間の協力体制

福井海上保安署と特定事業者は、災害時における防御方法等についてあらかじめ協議し相互の協力体制の確立に努めるものとする。

## 第5章 災害情報伝達計画

## 第5章 災害情報伝達計画

この計画は、特別防災区域に係る災害が発生し、または発生するおそれがある場合に関係機関等が迅速かつ的確に災害情報の収集、伝達および広報活動を実施することを目的とする。

### 第1節 異常現象の通報

特定事業所における出火、石油等の漏洩その他の異常現象の通報（異常現象の範囲は、下記のとおり）について定める。

#### 第1 異常現象の範囲

##### (1) 出火

人の意図に反して発生しもしくは拡大し、または放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設またはこれと同程度の効果があるものの利用を必要とするもの。

##### (2) 爆発

施設、設備等の破損が伴うもの。

##### (3) 漏洩

危険物、指定可燃物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物その他有害な物質の漏洩。

ただし、次に掲げる少量の漏洩で、泡散布、散水、回収、除去等の保安上の措置を必要としない程度のもを除く。

① 製造、貯蔵、入出荷、用役等の用にする施設もしくは設備またはこれらに付属する設備（以下「製造等施設設備」という。）に係る温度、圧力、流量等の異常な状態に対し、正常状態への復帰のために行う製造等施設設備の正常な作動または操作によるもの。

② 発見時に既に漏洩が停止しているものまたは製造等施設設備の正常な作動もしくは操作により漏洩が直ちに停止したもの。

##### (4) 破損

製造等施設設備の破壊、破裂、損傷等の破損であって、製造、貯蔵、入出荷、用役等の機能の維持継続に支障を生じ、出火、爆発、漏洩等を防止するため、直ちに修復、使用停止等緊急の措置を必要とするもの。

##### (5) 暴走反応等

製造等施設設備に係る温度、圧力、流量等の異常状態で通常の制御装置の作動または操作によっても制御不能なものなど、上記（1）から（4）に掲げる現象の発生を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とするもの。

#### 第2 通報責任

(1) 特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者は、当該事業所における異常現象の通報を受けまたは自ら発見したときは、直ちに所轄消防機関および必要に応じ他の特定事業所等に通報するとともに、福井海上保安署、防災本部（県危機対策・防災課）に通報する。

(2) 特定事業所から通報を受けた消防機関は直ちに防災本部（県危機対策・防災課）、市（福井市・坂井市）、福井海上保安署、警察署（坂井西警察署）、北陸地方整備局敦賀港湾事務所、県福井港湾事務所へ通報する。

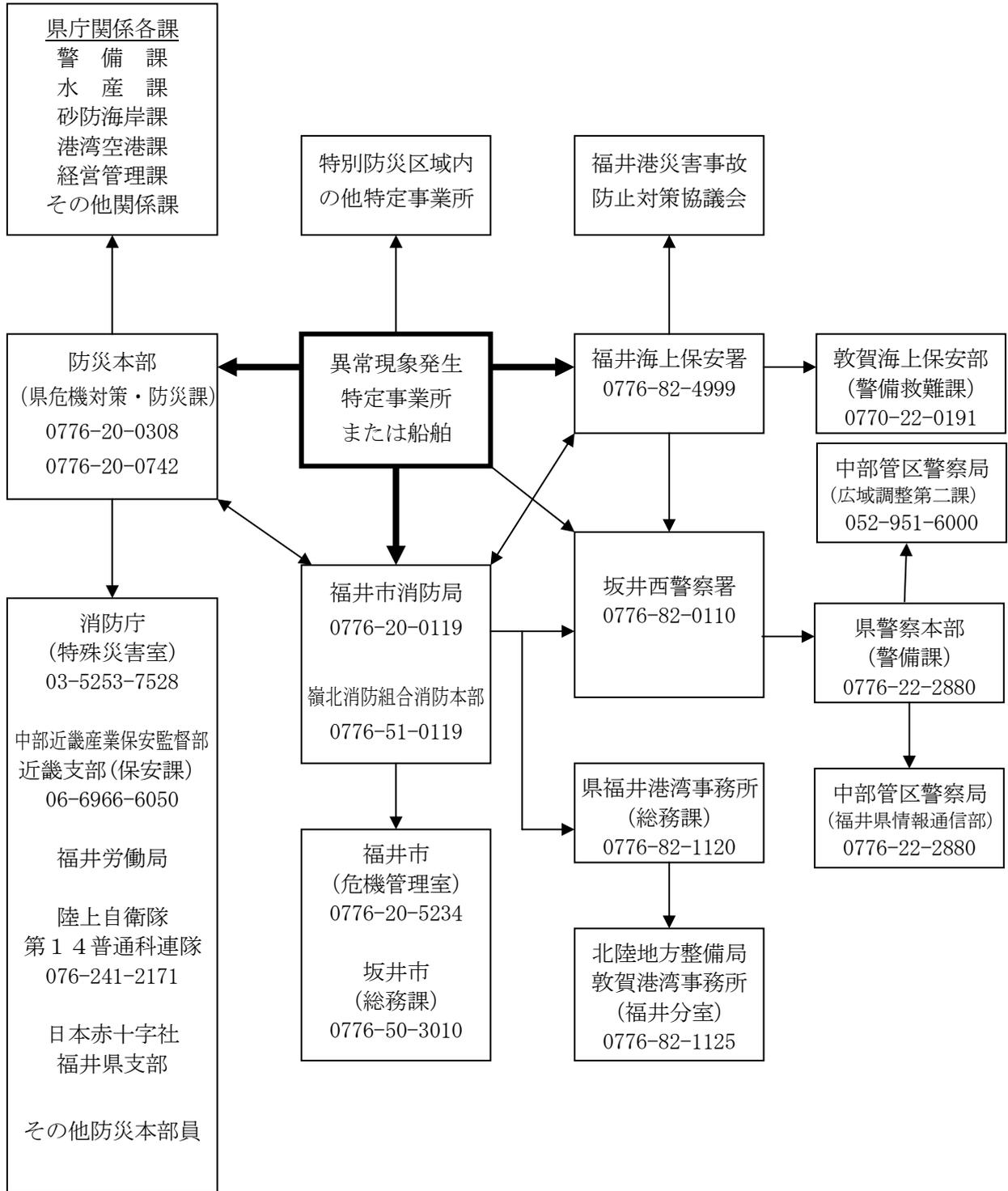
(3) 消防機関より通報を受けた上記（2）の機関は、必要に応じそれぞれの関係機関に速やかに通報する。

(4) 関係機関等の通報は、次の通報系統図のとおりとする。

#### 第3 通報内容

通報の内容は、異常現象の発生時刻、発生場所、異常現象の内容、応急措置の内容、今後の対策、その他必要な事項を簡潔に行うものとする。

通報系統図



## 第2節 通信手段の確保

### 第1 特定事業所

特定事業者は、災害が発生した場合、初期防災体制の充実および消防機関等に対する通報手段を強化するため、次の事項について積極的に推進するものとする。

- (1) 通信手段の強化  
関係機関等と相互に通信できる通信手段の整備に努めるものとする。
- (2) 従業員の招集手段の強化  
夜間、休日等の災害の発生に対し、初期防災体制の強化を図るため従業員の招集について、一元的に実施できるよう招集手段の強化に努めるものとする。
- (3) 災害時における通信手段の強化  
災害時には、その保有する通信設備のみでは対処できない場合もあるので、緊急架設電話を設置するものとする。

### 第2 関係機関

関係機関は、無線通信設備の強化を図るものとする。

## 第3節 災害情報の収集および伝達

### 第1 防災本部への報告

- (1) 災害即報  
関係機関は、発生した災害の状況およびその実施した応急措置の概要について、速やかに防災本部（県危機対策・防災課）へ逐次報告しなければならない。（別紙様式1「火災・災害等即報要領第2号様式」）  
なお、現地本部が設置された場合は、現地本部へ報告する。
- (2) 災害報告
  - ① 特定事業所  
災害が発生した特定事業所は、当該特定事業所における事故について、事故等の処理完了後速やかに、管轄消防本部へ報告する。（別紙様式2）
  - ② 消防機関（福井市消防局・嶺北消防組合消防本部）  
消防機関は、出火、石油等漏洩その他の異常現象による事故および災害について、特定事業所からの災害報告を踏まえ、当該事故等の処理完了後速やかに、防災本部へ報告する。（「危険物に係る事故及びコンビナート等特別防災区域における事故の報告オンライン処理システム」による。）  
ただし、火災報告取扱要領（平成6年4月21日付第消防災第100号）等により報告を要するものについては除く。

### 第2 防災本部の措置

- (1) 防災本部は、災害情報を収集し、必要に応じ関係機関等へ伝達するとともに国の行政機関および他府県等に連絡する。
- (2) 防災本部は、必要に応じて報道機関等を通じて広報を行う。

### 第3 連絡体制の確立と通信連絡窓口の明確化

関係機関等は、情報の収集、伝達を速やかに行うため通信連絡窓口を定めておくとともにそれぞれの組織内における連絡体制を整備して万全を期する。

## 第4節 気象予警報等の伝達

福井地方気象台等の発表する気象、地震および津波等の予警報等伝達について定める。

### 第1 特定事業所および船舶への伝達

消防機関・海上保安機関およびその他の関係機関は、特別防災区域に係る災害を防止するために必要があると認めるときは、特定事業所および船舶に対し所要の予警報等の伝達および指示を行う。

### 第2 特定事業所の措置

特定事業者は、関係機関からの通報によるほか、自ら積極的に気象・海象情報等の収集に努める。

## 第5節 災害情報の広報

特別防災区域に係る災害が発生し、または発生するおそれがある場合における関係機関の広報活動について定める。

### 第1 広報内容

- (1) 災害の状況（日時、場所、状況等）
- (2) 災害応急対策の実施状況
- (3) 住民のとるべき措置
- (4) 避難の勧告、指示等
- (5) 警戒区域の設定および交通規制状況
- (6) 火気使用禁止の指示
- (7) その他必要な事項

### 第2 広報の方法

広報車、巡視船艇等によるほか災害の状況に応じて報道機関に協力要請を行うものとする。

### 第3 実施機関別広報活動

- (1) 県
  - ① テレビ、ラジオによる広域的な広報活動
  - ② 広報活動の実施状況の把握
- (2) 市（福井市・坂井市）
  - ① 災害の状況の広報
  - ② 避難の勧告、指示および避難場所の広報
  - ③ 災害応急対策実施状況の広報
  - ④ その他必要な事項の広報
- (3) 消防機関（福井市消防局・嶺北消防組合消防本部）
  - ① 災害地域周辺の火気使用禁止の広報
  - ② 警戒区域（火災、消防）の設定状況の広報
- (4) 敦賀海上保安部（福井海上保安署）
  - ① 船舶、海洋施設等の被災状況の広報
  - ② 海上交通規制の実施状況の広報
  - ③ その他必要な事項の広報
- (5) 県警察本部（坂井西警察署）
  - ① 交通規制の広報
  - ② 避難の指示等の広報
  - ③ その他必要な事項の広報
- (6) 報道機関  
防災本部との連携のもとに行う災害の状況、応急対策等の広報

## 第 6 章 災害応急対策計画

## 第6章 災害応急対策計画

この計画は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害発生への防御および災害の拡大を防止することを目的とする。

### 第1節 防御活動の基本的事項に関する計画

特別防災区域に係る災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、関係機関等の行う防御活動の一体性が保持されるよう基本的事項について定める。

#### 第1 防御活動の原則

防御活動にあたっては、人命の安全確保を最優先とし、実施機関が緊密に協力し一体となって迅速かつ効果的に行うものとする。

#### 第2 防御活動の分担

- (1) 陸上における防御活動は、主として消防機関および自衛防災組織等が実施し、防御活動の現場における指揮は所轄消防機関の長が行うものとする。
- (2) 海上における防御活動は、主として敦賀海上保安部および自衛防災組織等が実施し、防御活動の現場における指揮は敦賀海上保安部長が行うものとする。

#### 第3 防御活動現場指揮所の開設

防御活動の現場における指揮者は、必要と認めるときは災害現場付近に防御活動現場指揮所を開設し防御活動の総合的、効果的な推進を図るものとする。

#### 第4 防御活動の基準

関係機関等は、防御活動に関する組織、指揮系統、出動および活動の方法その他防御活動の基準について必要な事項をあらかじめ定めておくものとする。

### 第2節 陸上災害応急対策

特別防災区域の陸域における火事、爆発または石油流出等の陸上災害が発生し、または発生するおそれがある場合における応急対策について定めるものとする。

#### 第1 特定事業所の措置

- (1) 発災特定事業所
  - ① 操作中止等の応急措置をとる。
  - ② 消防機関および他の特定事業所等に別に定める通報系統により通報する。
  - ③ 自衛防災組織等を出動させ、初期防御活動を行う。
  - ④ 従業員等に対する連絡、避難その他安全確保の措置をとる。
  - ⑤ 消防機関の誘導等およびその指揮の下に防御活動を行う。
  - ⑥ 他の自衛防災組織等に対し応援要請を行う。
  - ⑦ 関係機関等との情報連絡を図る。
  - ⑧ その他必要な措置をとる。
- (2) その他の特定事業所
  - ① 運転停止等必要な措置をとる。
  - ② 従業員等に対する連絡その他安全確保のための措置をとる。
  - ③ 自衛防災組織等を出動させ、自事業所への災害の拡大防御活動を行う。
  - ④ 自衛防災組織等を派遣し、発災特定事業所における防御活動に協力する。
  - ⑤ 関係機関等との情報連絡を図る。
  - ⑥ その他必要な措置をとる。

## 第2 関係機関の措置

### (1) 所轄消防機関

- ① 特定事業所からの通報を受け、防災本部、その他の関係機関等に別に定める通報系統により通報する。
- ② 消防隊を出動させ、防御活動を行う。
- ③ 警戒区域（火災、消防）を設定し、応急活動を実施する。
- ④ 救急隊を出動させ、負傷者等の救出、救急活動を行う。
- ⑤ 自衛防災組織等を指揮し、防御活動にあたらせる。
- ⑥ 他の消防機関へ応援の要請を行う。
- ⑦ 防御活動現場指揮所を開設し、陸上における一体的な防御活動にあたる。
- ⑧ 関係機関等との情報連絡を図る。
- ⑨ その他必要な措置をとる。

### (2) 隣接消防機関

- ① 応援協定に基づき消防隊の派遣を行う。

### (3) 市（福井市・坂井市）

- ① 住民等に対する広報活動および避難、救護等の措置をとる。
- ② 警戒区域設定の措置をとる。
- ③ 県および他市町へ応援の要請を行う。
- ④ 関係機関等との情報連絡を図る。
- ⑤ その他必要な措置をとる。

### (4) 県警察本部（坂井西警察署）

- ① 緊急車両等の通行確保を図る。
- ② 避難路の確保を図る。
- ③ 災害地付近の警戒警備活動および広報活動を行う。
- ④ 被災者等の救助活動を行う。
- ⑤ 関係機関等との情報連絡を図る。
- ⑥ その他必要な措置をとる。

### (5) 防災本部（県）

- ① 災害情報を収集し、関係機関等に伝達するとともに、必要に応じて広報活動を行う。
- ② 関係機関等が行う応急対策の総合調整を行う。
- ③ 自衛隊に対して災害派遣を要請する。
- ④ 国、他府県、公共的団体等に対して応援の要請を行う。
- ⑤ 現地本部を設置しその業務を行う。
- ⑥ その他必要な措置をとる。

### (6) その他の関係機関

- ① 当該機関に係る応急対策活動を行う。
- ② 他の関係機関等が行う応急対策活動に協力する。
- ③ 関係機関等との情報連絡を図る。
- ④ その他必要な措置をとる。

## 第3節 海上災害応急対策

特別防災区域の地先の海上において、火事、爆発または石油流出等の海上災害が発生し、または発生するおそれがある場合における応急対策について定める。

### 第1 特定事業所の措置

#### (1) 発災特定事業所および船舶

- ① 油流出源の閉止および拡大防止の措置をする。
  - ② 消防機関、海上保安機関等に別に定める通報系統により通報する。
  - ③ 自衛防災組織等を出動させ、次により初期防御活動を行う。
    - ア 消防艇等防御能力を有する船艇の配置
    - イ オイルフェンスの展張
    - ウ 中和剤、油処理剤等による処理
    - エ 油回収船、油吸着剤等による油回収
  - ④ 海上保安機関等の誘導等およびその指揮の下に防御活動を行う。
  - ⑤ 他の自衛防災組織等に対し応援要請を行う。
  - ⑥ 関係機関等との情報連絡を図る。
  - ⑦ その他必要な措置をとる。
- (2) その他の特定事業所
- ① 運転停止等必要な処置をとる。
  - ② 従業員等に対する連絡その他安全確保のための処置をとる。
  - ③ 自衛防災組織等を出動させ、自事業所への災害拡大防御活動を行う。
  - ④ 自衛防災組織等を派遣し、発災特定事業所における防御活動に協力する。
  - ⑤ 関係機関等との情報連絡を図る。
  - ⑥ その他必要な措置をとる。

## 第2 関係機関の措置

### (1) 敦賀海上保安部（福井海上保安署）

- ① 巡視船等を出動させ、海上における防御活動を行う。
- ② 附近船舶に対する指示、航泊禁止等船舶の安全確保のための措置をとる。
- ③ 自衛防災組織等を指揮し、海上における防御活動にあたらせる。
- ④ 船舶の海難、人身事故等の救助活動を行う。
- ⑤ 防御活動現場指揮所を開設し、海上における一体的な防御活動にあたる。
- ⑥ 必要に応じ海上災害防止センターに指示する。
- ⑦ 関係機関等との情報連絡を図る。
- ⑧ その他必要な措置をとる。

### (2) 港湾管理者（県福井港湾事務所）

- ① 消火および被害拡大防御の応援をする。
- ② 流出油の拡散防止および流出油による被害の調査を行う。

### (3) その他の関係機関

海上災害応急対策に関してこの節に定めるもののほか、本章第2節「陸上災害応急対策」に準じて応急対策を行うものとする。

## 第4節 地震・津波等自然災害の応急対策

特別防災区域に係る地震、津波、その他の異常な自然現象により災害が発生し、または発生するおそれがある場合において応急に実施すべき措置について定める。

### 第1 地震

関係機関等は、地震が発生した場合次の処置をとる。

#### (1) 特定事業所

- ① 津波の有無等地震情報を収集する。
- ② 操業停止、荷役停止、火気使用の制限等の措置をとる。
- ③ 自衛防災組織等の出動を準備し、または警戒出動をする。
- ④ 従業員等の安全確保のため必要な措置をとる。
- ⑤ 次により各施設等の点検を行う。
  - ア 危険物施設等の破損および亀裂ならびに石油等の漏洩の有無
  - イ 消防設備、保安設備、安全装置等の機能の適否
  - ウ 電力および通信設備の機能の適否

エ 防油堤および流出油等防止堤の損傷の有無

オ 前各号の点検の結果、異常が認められたときは直ちに応急補修を行うとともに関係機関へ通報する。

⑥ 隣接事業所の状況を把握するなど関係機関等との情報連絡を図る。

(2) 敦賀海上保安部（福井海上保安署）および消防機関（福井市消防局・嶺北消防組合消防本部）

① 津波の有無等の地震情報を収集し、特定事業所および船舶に対し必要な指示伝達を行う。

② 出動を準備し、または警戒出動する。

③ 特定事業所等の災害状況の把握に努める。

④ 関係機関等との情報連絡を図る。

(3) その他の関係機関

地震情報、被害状況の把握に努め警戒体制をとるなど必要な措置をとる。

## 第2 津波または高潮

関係機関等は、津波予警報等または高潮予警報等が発表されあるいは津波または高潮が発生した場合は次の措置をとる。

(1) 津波予警報等または高潮予警報等が発表された場合

① 特定事業所

ア 従業員の避難措置等安全確保の措置をとる。

イ 操業を中止する等の措置をとる。

ウ 荷役中の船舶は荷役を中止するとともに港外への避難を実施する。

エ その他必要な措置をとる。

② 消防機関（福井市消防局・嶺北消防組合消防本部）

津波等の情報を収集し、特定事業所に対し必要な指示伝達を行う。

③ 敦賀海上保安部（福井海上保安署）

ア 船舶に対し津波等の予警報等を伝達し、船舶交通の整理および避難勧告等の措置をとる。

イ 巡視船艇を出動させ警戒等の措置をとる。

④ 市（福井市・坂井市）

住民等に対し避難措置をとる。

⑤ 県警察本部（坂井西警察署）

ア 住民等に対し避難措置をとる。

イ 交通の整理、規制および警戒警備を実施する。

⑥ その他の関係機関

情報の収集に努め、警戒体制をとるなど必要な措置をとる。

(2) 津波または高潮が発生した場合

① 特定事業所

ア 次により各施設等の点検を行う。

(ア) 危険物施設等の破損および亀裂ならびに石油等の漏洩の有無

(イ) 消防設備、保安設備、安全装置等の機能の適否

(ウ) 電力および通信設備の機能の適否

(エ) 防油堤および流出油等防止堤の損傷の有無

(オ) 前各号の点検の結果、異常が認められたときは直ちに応急補修を行うとともに関係機関へ通報する。

イ 隣接事業所の状況を把握するなど関係機関等との情報連絡を図る。

② 敦賀海上保安部および消防機関

ア 被害状況の把握に努める。

イ 特定事業所の実施する点検等の指導を行う。

③ その他の関係機関

ア 被害の有無および状況について調査を行う。

イ 被害が発生した場合直ちにその所管に係る施設等の応急措置を実施する。

ウ その他必要な措置をとる。

### 第3 強風または波浪

強風または波浪に関する予警報が発表され、または強風波浪が発生した場合は、次の措置をとる。

- (1) 特定事業所
  - ① タンカー等の荷役作業を中止する等の措置をとる。
  - ② 前記第2(2)に準じ必要な措置をとる。
- (2) その他の関係機関
 

情報の収集に努め警戒体制をとるなど必要な措置をとる。

### 第4 その他の自然災害

その他の自然災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、関係機関等は本節第1～第3に定めるところに準じて措置するものとする。

### 第5 二次災害

自然災害により火事、爆発、石油流出等の二次災害が発生した場合、関係機関等は本章第1節～第3節の定めるところにより措置するものとする。

## 第5節 救急・医療計画

特別防災区域に係る災害が発生した場合における、負傷者等に対する救急および医療対策について定める。

### 第1 救急対策

救急活動の実施は、主として陸上においては消防機関、海上においては敦賀海上保安部が行うものとする。

- (1) 特定事業所
  - ① 消防機関または敦賀海上保安部（福井海上保安署）への通報および救急隊の受け入れ準備を行う。
  - ② 自衛防災組織等による初期救急活動を実施し救急隊へ協力する。
- (2) 消防機関（福井市消防局・嶺北消防組合消防本部）
  - ① 負傷者等の救出および医療機関への救急搬送を行う。
  - ② 医療機関その他関係機関等との連絡調整を図る。
- (3) 敦賀海上保安部（福井海上保安署）
  - ① 海上における負傷者の救助および巡視船等による緊急搬送を行う。
  - ② 医療機関その他関係機関等との連絡調整を図る。

### 第2 医療対策

負傷者等に対する医療活動の実施は医療機関および関係機関等が相互に協力し迅速に行うものとする。

- (1) 医療機関
  - ① 負傷者を収容し応急手当等医療活動を実施する。
  - ② 市長の要請に基づき医療班を派遣する。
- (2) 市（福井市・坂井市）
  - ① 必要に応じて現地救護所を開設する。
  - ② 負傷者等の収容施設を手配する。
  - ③ 医療機関に対し協力を要請する。
  - ④ その他必要な措置をとる。
- (3) 県
  - ① 日本赤十字社福井県支部に対し協力を要請する。
  - ② 自衛隊に対しヘリコプター等の派遣を要請する。
  - ③ その他必要な措置をとる。

## 第6節 警戒区域設定および交通・船舶規制計画

特別防災区域に係る災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民の安全確保、災害応急対策の円滑な推進を図るため必要とする警戒区域の設定および交通・船舶規制対策について定める。

### 第1 警戒区域の設定

災害対策基本法その他の関係法令の定めるところにより警戒区域を設定し、関係者以外の者に対して立入りの制限、禁止または退去等の措置をとるものとする。

#### (1) 市（福井市・坂井市）

市長は、特に必要と認めるときは自らまたは警察官もしくは海上保安官に要求して警戒区域を設定する。この場合、必要に応じて防災本部本部長に報告するものとする。

#### (2) 県警察本部（坂井西警察署）

警察官は、市長から要求があったときまたは市長もしくはその委任を受けた吏員が現場にいないときは、警戒区域を設定することができる。なお、この場合は、直ちに市長に通知するものとする。

#### (3) 敦賀海上保安部（福井海上保安署）

① 海上保安官は、市長から要求があったときまたは市長もしくはその委任を受けた吏員が現場にいないときは、警戒区域を設定することができる。なお、この場合は、直ちに市長に通知するものとする。

② 特別防災区域地先海域における警戒区域を設定する。

#### (4) 消防機関（福井市消防局・嶺北消防組合消防本部）

消防吏（団）員は、防衛活動等を円滑に実施する必要があるときは、警戒区域（火災、消防）を設定する。

### 第2 警戒区域設定の方法

警戒区域の設定は、次により処置するものとする。

(1) 警戒区域は、柵、ロープ、赤色燈等により区域を明示し設定する。

(2) 広報車、放送設備、または口頭等により住民に対し周知を図る。

(3) 消防吏（団）員、警察官等を配置し、警戒・警備活動を実施する。

### 第3 交通・船舶規制対策

災害時における危害の防止、防災活動の円滑な実施、避難通路の確保、船舶交通の安全確保および物資・防災資機材等の緊急輸送等のため関係法令に基づき必要な交通・船舶規制を次により行うものとする。

#### (1) 実施機関

① 陸上にあつては、県警察本部（坂井西警察署）が行う。

② 海上にあつては、敦賀海上保安部（福井海上保安署）が行う。

#### (2) 実施事項

① 住民が安全かつ円滑に避難できるよう一般車両等の通行を禁止または制限するなど必要な措置をとる。

② 災害応急対策用緊急車両が、安全かつ迅速に運行できるよう通行路の確保を行う。

③ 災害現場付近への一般車両の乗り入れを規制するほか、うかい路の設定等の措置をとる。

④ 船舶の避難、誘導および船舶制限等の措置をとる。

⑤ その他必要な措置をとる。

## 第7節 避難計画

特別防災区域に係る災害が発生し、または発生するおそれがある場合において住民の生命および身体を保護するため必要な避難措置について定める。

### 第1 避難の指示等の実施

避難の指示等は、災害対策基本法その他の関係法令の定めるところにより行うものとする。

#### (1) 市（福井市・坂井市）

- ① 市長は、特に必要と認めるときは自ら、または警察官、海上保安官に要求し、避難のための指示等を行う。
- ② 市長は、避難の指示等を行ったとき、または警察官、海上保安官の行った避難の指示について通知があったときは、速やかに防災本部本部長に報告する。
- (2) 県警察本部（坂井西警察署）
  - ① 警察官は、市長から要求があったとき、または市長が避難の指示ができないと認めるときは、避難の指示を行う。
  - ② 警察官は、避難の指示を行ったときは、直ちに市長に通知する。
- (3) 敦賀海上保安部（福井海上保安署）
  - ① 海上保安官は、海上において、必要があると認めるときまたは市長から要求があったときもしくは市長が避難の指示を行うことができないと認めるときは、避難の指示を行う。
  - ② 海上保安官は、避難の指示を行ったときは、直ちに市長に通知する。

## 第2 避難の指示等の方法

市長等は、避難の指示等を行う場合は、次により措置するものとする。

- (1) 伝達
 

広報車・巡視船艇・放送設備または口頭等により次の事項を速やかに伝達する。

  - ① 避難の理由
  - ② 避難場所および経路
  - ③ 避難時の留意事項
- (2) 避難誘導
 

警察官等を避難経路に配置し、避難の誘導を行う。
- (3) 避難場所および経路
 

市長はあらかじめ適当な避難経路について調査し、把握しておくものとする。

また、市長は避難場所を開設したときは職員を派遣し、駐在させ避難住民の管理にあたらせるとともに、避難住民の実態を把握し、下記の事項を防災本部に報告するものとする。

  - ① 開設の日時
  - ② 場所および施設
  - ③ 収容状況および収容人員
  - ④ 開設期間の見込み
  - ⑤ その他必要な事項

## 第3 特定事業所の避難措置

特定事業者は、従業員等の生命および身体を保護するために必要と認めるときは、自主的に避難の措置を行うものとする。

なお、この場合は直ちに市長に報告するものとする。

## 第8節 応援要請計画

特別防災区域に係る災害が発生した場合において、応急対策を実施するため特に必要がある場合における関係機関以外の地方公共団体等に対する応援要請について定める。

### 第1 応援の要請

次の区分により応援を要請するものとする。

- (1) 市長は、他市町に対して必要な応援を要請する。
- (2) 知事は、国の行政機関および他府県に対して必要な応援を要請する。
- (3) 知事または市長は、公共機関および公共的団体等に対して必要な応援を要請する。

### 第2 応援要請の手続

応援の要請は、次の事項を明らかにし文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害状況および応援要請の理由

- (2) 必要とする人員およびその活動内容
- (3) 必要とする期間および場所
- (4) 必要とする防災資機材等の種別および数量
- (5) その他必要な事項

### 策9節 自衛隊の災害派遣に関する計画

特別防災区域に係る災害が発生し、自衛隊の支援を必要とする場合の自衛隊法第83条の規定に基づく災害派遣要請について定める。

#### 第1 災害派遣の要請者

災害派遣の要請者は、知事が行うほか海上災害に係る災害派遣については第八管区海上保安本部長が行う。

なお、市長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が発生したときは、知事に対し要請するものとする。

知事は、この要請に対し必要と認めるとき自衛隊に対し災害派遣を要請する。

#### 第2 災害派遣の要請先

次の区分により自衛隊の派遣を要請する。

- (1) 陸上自衛隊第14普通科連隊長
- (2) 海上自衛隊舞鶴地方総監
- (3) 航空自衛隊第6航空団司令

#### 第3 災害派遣要請の手続

知事が災害派遣を要請するときは、次の事項を明らかにし文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。なお、市長が知事に対し災害派遣を要請する場合も同様とする。

- (1) 災害の状況および派遣を要請する理由
- (2) 派遣を必要とする期間
- (3) 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の概数
- (4) 派遣を要する場所および活動内容
- (5) その他参考となるべき事項

#### 第4 災害派遣部隊の出勤

災害派遣の要請を受け、派遣の必要を認めた自衛隊は知事等に連絡するとともに、直ちに必要部隊等を災害現場に派遣するものとする。

#### 第5 災害派遣部隊の活動内容

- (1) 人命の救助
- (2) 危険物等の除去、消火活動および保安対策等の防御活動の支援
- (3) 救急患者および医者その他救援活動に必要な人員ならびに救援物資等の緊急輸送の支援
- (4) 道路・港湾等の応急復旧
- (5) 交通規制の支援
- (6) 炊飯および給水の支援
- (7) 避難の援助
- (8) 通信・被害の状況等の災害情報の収集
- (9) その他自衛隊の能力で対処可能なものについての適切な措置

#### 第6 災害派遣部隊の受け入れ

- (1) 知事は、派遣を要請した関係機関等に対し派遣部隊の受け入れ体制を指示する。
- (2) 防災本部は、自衛隊の活動および受け入れ体制の円滑を期するため次の事項に配慮する。
  - ① 関係機関等の活動との競合重複排除

- ② 作業計画および防災資機材等の準備
- ③ 自衛隊との連絡調整
- ④ 派遣部隊の誘導

## 第7 派遣部隊の撤収

知事は、派遣部隊が派遣目的を達したときは派遣要請の要領に準じ撤収要請をする。

## 第8 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は原則として派遣を受けた県・市または特定事業者が負担するものとする。

### 第10節 防災資機材等の調達および輸送計画

特別防災区域に係る災害応急対策の実施に際し所有する防災資機材等に不足を生じ、または生ずるおそれがある場合における防災資機材等の調達および輸送対策等について定める。

#### 第1 調達方法

- (1) 関係機関等は、防災活動に必要な防災資機材等について、相互に備蓄している防災資機材等の種類および数量等を把握し迅速に調達ができるようにしておくものとする。
- (2) 県内の調達で不足する場合は防災本部を通じて他府県から調達する。

#### 第2 調達手続

防災資機材等を調達する場合には調達先に対し次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の状況および調達理由
- (2) 必要とする防災資機材等の数量
- (3) 輸送方法
- (4) その他必要な事項

#### 第3 輸送方法

調達防災資機材等の輸送は関係機関等の車両、船舶、航空機等により行う。

なお、必要があると認めるときは災害対策基本法に基づく緊急輸送を行うものとする。

#### 第4 集積場所

調達した防災資機材等は災害現場付近の適当と認められる場所に集積するものとする。

#### 第5 費用負担

防災資機材等の調達および輸送に要した費用は原則として原因者負担とする。

## 第7章 災害復旧計画

## 第7章 災害復旧計画

この計画は、特別防災区域に係る災害応急対策に引き続いて、速やかに災害復旧対策を図ることを目的とする。

### 第1節 災害復旧の基本方針

特別防災区域に係る災害の発生により被災した施設の原形復旧に合わせて再度災害の発生を防止するため必要とする施設、または改良等を行い将来の災害に備えるものとする。

### 第2節 災害原因調査

特別防災区域に係る災害が発生した場合の災害原因調査については、関係機関の調査によるほか、特に必要がある場合には、防災本部に防災関係者および学識経験者をもって構成する災害原因調査部会を設置し、調査するものとする。

この場合、法律の規定に基づき、災害原因の調査または犯罪の捜査に従事する者の業務を妨げないものとする。

### 第3節 公共施設の災害復旧対策

特別防災区域に係る災害発生後、経済活動の早期回復を図るため災害応急対策計画に基づく応急復旧のうち被災公共施設の被害程度を十分検討のうえ、次の事項について計画するものとする。

#### 第1 道路復旧事業計画

災害復旧、産業活動等に重要な影響をおよぼす道路については、直ちに応急工事を実施し、道路機能の早期回復を図るとともに本工事の実施を図るものとする。

#### 第2 港湾復旧事業計画

国の直轄事業による災害復旧および県の補助事業または県単事業に基づく災害復旧を速やかに実施するものとする。

#### 第3 水道施設復旧事業計画

水道施設復旧は、速やかに水道事業者が復旧を行うものとするが、必要に応じて給水車等により応急給水を実施するものとする。

#### 第4 電力施設復旧事業計画

北陸電力榑福井支店は、災害の程度・各施設の重要度・復旧状況等を勘案して速やかに復旧工事を実施するものとする。

#### 第5 電気通信施設復旧事業計画

西日本電信電話榑福井支店は、通信途絶の解消および重要通信の確保に留意し、速やかに復旧工事を実施するものとする。

#### 第6 その他公共施設の復旧事業計画

その他公共施設についても住民生活および産業活動に重要な影響をおよぼすことを考慮し、災害復旧の実施責任者は総力をあげて復旧工事を実施するものとする。

#### 第4節 公共施設以外の災害復旧対策

特定事業者は、災害による事業活動の停止が住民生活および生産活動に影響をおよぼすことを考慮し、被災施設の早期復旧および事業活動の回復を図る。

また、県および市（福井市・坂井市）は被災施設の復旧に要する資金の融資等のあっ旋など災害復旧のため必要な措置を講ずる。